

＜ 質問回答書 ＞

【県営向ヶ丘住宅15、16号館建替その他工事に伴う基本設計及び実施設計委託の公募型建築プロポーザル】
質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質疑日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
1	R5. 12. 25	説明書P. 3	参加に対する制限	協力事務所として2社の設計事務所より相談を受けています。 協力事務所は重複してもよろしいのでしょうか？	協力事務所としてであれば重複しても差し支えありません。 なお、単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の単体事務所若しくは他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。	R6. 1. 10
2	R5. 12. 26		計画敷地	計画敷地の配置図データ（jww もしくは dxf）を提供いただくことは可能でしょうか。	参考資料を添付しました。（参考資料1）	R6. 1. 10
3	R5. 12. 26		既存建物	既存建物 15、16号館の平面図を提供いただくことは可能でしょうか。	参考資料を添付しました。（参考資料2）	R6. 1. 10
4	R5. 12. 26		設計と条件	1～4号館、15、16号館の現在の利用状況を教えてくださいませんか。 現入居者がいるのか、いる場合の入居率、各棟の世帯数（人数）など。差支えない範囲で教えてくださいませんか。	参考資料を添付しました。（参考資料3）	R6. 1. 10
5	R5. 12. 26		設計と条件	P103 現況配置図に記載されている赤線の範囲が一団地認定の範囲ということよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	R6. 1. 10
6	R5. 12. 26		設計と条件	計画敷地内の団地内通路の形状の変更は可能でしょうか。	建替対象外住棟も含め、歩行者、車両等の通行に支障がなければ、変更は可能です。ただし、都市計画法第29条の開発許可を要しない計画としてください。 なお、既設の機械設備の配管図を添付しました。（参考資料4）	R6. 1. 10
7	R5. 12. 26	説明書P. 15、17	評価基準	1次審査の得点は2次審査にも引き継がれ、1次と2次の総合点での特定となるのでしょうか。	1次審査の得点は2次審査には引き継がれません。説明書P. 17の「2次審査の評価基準」により審査し、設計者の候補者を特定します。	R6. 1. 10
8	R5. 12. 26	説明書P. 8	技術提案書	技術提案書の際に平成25年12月以降で工事日までに竣工している建物の資料提出がありますが、その作品と実績で記載する作品は異なっても良いのでしょうか。	技術提案書の様式13（過去の作品）に記載する作品と、参加表明書の様式2・3に記載する業務の実績は、異なっても差し支えありません。	R6. 1. 10
9	R5. 12. 26	説明書P. 8	技術提案書	技術提案書の際に平成25年12月以降で工事日までに竣工している建物の資料提出がありますが、こちらは実施設計までの設計業務完了ではなく、あくまでも建物が竣工しているものに限るのでしょうか。	貴見のとおりです。	R6. 1. 10
10	R5. 12. 26	説明書P. 58	設計と条件	都市計画法第29条の開発許可を要さないよう計画することとありますが、福山市が定める開発行為（土地の区画形質の変更）に適應しないようにするという認識で良いのでしょうか。	貴見のとおりです。	R6. 1. 10